

笑顔大好き

発行者：常井洋治
〒319-0205 笠間市押辺1745
TEL.0299-45-6818
FAX.0299-45-0818



▲県議会は、東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例案について、防災環境産業委員会と総務企画委員会の連合審査会を開催し、私は、条例制定請求者への質疑に立ちました。(令和2年6月18日) **質疑要約…P3、再稼働に関連するQ&A…P5**

燃える郷土愛。全力投球!!

新型コロナ第2波に備え、細心の注意を!

皆様には常日頃から私の議会活動に対し、温かいご声援を賜り厚くお礼申し上げます。

茨城県は、新型コロナウイルスの感染拡大により特定警戒都道府県に指定されておりましたが、皆様のご協力により、落ち着きを見せ、私も非常に嬉しく感じておりました。しかし、経済活動の再開に伴い、東京都を中心に感染が拡大しており、本県においても、再び感染拡大が懸念されるなど、大変厳しい状況が続いております。

県では、我々議会の意見をできる限り取り入れた緊急対策の予算を、必要に応じ速やかに成立させてきたところですが、更に7月28、29日には、臨時県議会を開催して補正予算案を審議する予定になっております。今後も引き続き、皆様の生活や地域経済を守るために全力で取り組んでまいります。

また、第2波が想定される中で、細心の注意をしながら新型コロナウイルス感染症との共存を前提とした、新しい日常の生活様式の在り方を真剣に考えていくことが重要と考えております。

私もこれまで以上に頑張っておりますので、引き続き、皆様のご指導をお願いいたします。

茨城県議会議員

常井洋治



新型コロナウイルス感染症対策関連予算(令和2年度)

(単位：百万円)

区分	3月補正	4月補正 (臨時県議会)	6月補正	同左 (追加提案分)	合計
1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等	537	7,490	3,195	—	11,222
2 県民生活等への支援	—	1,181	677	5,520	7,378
3 県内産業等への支援	6,752	86,662	436	※ △872	92,978
4 予備費	—	1,000	700	—	1,700
合計	7,289	96,333	5,008	4,648	113,278

※地域公共交通緊急対策事業(385百万円)+新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成事業(4月補正分の減額：△1,257百万円)。

一緒に創ろう! ふるさと

令和2年県議会4月臨時会(令和2年4月27日)
第2回定例会(令和2年6月8日~23日、16日間)を終えて

笠間市・茨城県の輝く新時代

令和2年4月臨時会は、4月27日に開かれ、予算、報告の2件の議案が可決、承認されました。令和2年第2回定例会は、6月8日から6月23日まで16日間の会期で開かれ、予算、条例、人事、報告、意見書など21件の議案が可決、同意、承認されました。

令和2年度4月県一般会計補正予算を可決

◎補正予算 **963億33百万円**
◎補正後予算 **1兆2,665億40百万円**

補正予算の基本的な考え方

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策等に連動して、県民の命と健康を守り、影響を受ける県内産業等を支援するために必要な予算について、スピード感をもって対応するもの。
※今回の補正予算に係る所要の一般財源は、一般財源基金からの繰入金を充当。

主な事業

- 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等
 - ・新型コロナウイルス感染症対策休業要請協力金 4,500百万円
 - ・感染症予防医療法施行事業 2,066百万円
 - ・社会福祉施設等新型コロナウイルス感染症対策事業 669百万円

- ・精神障害者新型コロナウイルス感染症対策事業 5百万円
- ・施設等職員緊急補充事業 68百万円
- ・学校の臨時休業に伴う補習等に係る学習等支援関連事業 182百万円

○県民生活等への支援

- ・生活福祉資金貸付原資等助成事業 800百万円
- ・生活困窮者自立支援事業 45百万円
- ・県立学校における1人1台端末整備関連事業 333百万円
- ・学校給食臨時休業対策事業 3百万円

○県内産業等への支援

- ・新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金 4,572百万円
- ・中小企業融資資金貸付金 [融資枠560,000百万円] 80,000百万円
- ・新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成事業 1,257百万円
- ・指定管理施設におけるキャンセル対応関連事業 25百万円

- ・県産品お取り寄せ販売促進事業 49百万円
- ・県産和牛等学校給食提供緊急対策事業 759百万円

○今後への備え

- ・予備費 1,000百万円

令和2年度6月県一般会計補正予算を可決

◎補正予算 **96億56百万円**
◎補正後予算 **1兆2,761億96百万円**

補正予算の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制と、県民生活や県内産業等への支援、新しい生活様式への対応に必要な予算について、スピード感をもって対応するもの。
※今回の補正予算に係る所要の一般財源は、一般財源基金からの繰入金を充当。

主な事業

- 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等
 - ・感染症予防医療法施行事業 3,084百万円
 - ・社会福祉施設等の個室化改修支援関連事業 54百万円
 - ・通所サービス事業所等の事業継続支援関連事業 9百万円
 - ・障害者施設整備事業 12百万円
 - ・児童福祉施設等改修事業 1百万円
 - ・県立等看護専門学校学習環境整備事業 19百万円
 - ・職員給与費等 16百万円

○県民生活等への支援

- ・ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業 234百万円
- ・児童虐待対策推進事業 10百万円
- ・妊娠・出産サポート体制整備事業 260百万円
- ・生活福祉資金貸付原資等助成事業 4,649百万円
- ・県立学校再開緊急対策事業 367百万円
- ・放課後児童クラブ推進事業 283百万円
- ・障害児福祉施設入所事業 190百万円
- ・生活困窮者自立支援事業 15百万円
- ・県立学校先端技術活用教育推進事業 189百万円

○県内産業等への支援

- ・地域公共交通緊急対策事業 385百万円
- ・県内宿泊促進事業 99百万円
- ・いばらきキャンプ魅力発信事業 22百万円
- ・食品産業の輸出向けHACCP(ハサップ)等対応施設整備事業 200百万円
- ・県産和牛等学校給食提供緊急対策事業 115百万円

○その他

- ・新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成事業 △1,257百万円

○今後への備え

- ・予備費 700百万円

東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例案を否決

県議会は、6月23日の本会議で、標記条例案を賛成少数で否決しました。

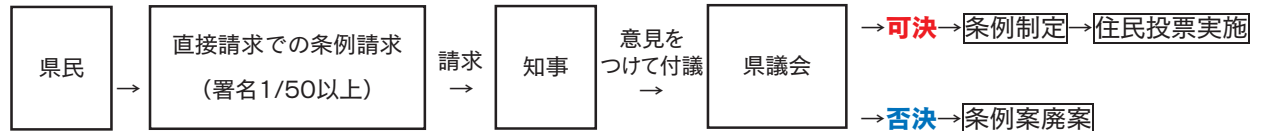
直接請求とは

国政と同様に地方自治においても、地方公共団体の住民によって選挙された代表者により行われる間接民主制が原則となっていますが、住民が直接これを補完し、住民の意思を実現する直接民主制の一つの手段として直接請求制度があります。(地方自治法第74条)

この権利を行使するには、選挙権を有する者の一定数以上の署名が必要となります。

※今回は、有権者の50分の1以上となる有効署名8万6,703筆を添えて、いばらき原発県民投票の会の代表者が、大井川知事に「県民投票条例の制定」を直接請求したものです。

住民投票までの流れ



連合審査会(防災環境産業委員会 総務企画委員会)の質疑要約(R2.6.18)

常井委員 県民投票条例案第4条では、投票期日を「知事が再稼働の是非を判断するまでの期間において、知事が定める」としている。最も大事な投票期日を規定せずにすべて知事の判断に委ねた理由とは。

徳田共同代表 情報過程が非常に重要であるというのが最大の理由となる。期日を区切ると情報過程が限定されてしまうため、それを避けるには、しっかりと情報提供をしたうえで、熟議を経て投票を実現することが望ましい県民投票プロセスだと考え、知事に期日の決定をしてもらうという設定にした。

常井委員 大井川知事がこの条例案による県民投票を実施するという確証はお持ちか。

徳田共同代表 県民投票条例成立後に知事が再議に付す可能性があるかということか。知事は県民投票も選択肢の1つとして判断していきたいとしており、かつこの議会において重みのある決定がなされたのであれば、知事もそれに応えてくれるものと確信している。

常井委員 大井川知事は、再稼働の是非の判断については、安全性の検証、実効性ある避難計画の策定、県民への情報提供の3点を大前提としている。安全性の検証という点では、安全対策工事の完了が2022年末に予定されており、避難計画の策定では、策定義務があるUPZ圏内14市町村のうち、策定済は現時点で5市町村のみとなっている。

これらを考えれば、再稼働の是非の判断は、早くとも安全対策工事が完了する2年半後の2023年以降となってしまうと推察される。しかも、安全対策工事は、これまでの経過を見れば、完了予定時期の遅れが容易に想定できるのではないかと思っている。

さらには、知事の言う情報提供は、県の原子力安全対策委員会が224の論点について安全性を検証し、どのような事故・災害にどの程度まで対応できるのか、安全上どの程度余裕のある対策となっているのか、残余のリスクの明確化などの視点で検証結果を取りまとめたうえで行うとしているが、この検証は、期限を定めずに行うことになっており、これも相当時間がかかるものと推察される。

署名開始前から、仮に条例が成立したとしても、投票までには大きな時間のズレが生じてしまうことが分かっていたと思うが、そのことについての見解は。

徳田共同代表 情報過程が非常に重要と考えているため、しっかりと時間をかけることについては、むしろ歓迎しているところ。署名の段階での認識については、条例案に記載してあるため、問題はなかったと考えている。

常井委員 すべての署名者が、知事の判断次第で投票が何年も先になることを理解して署名をされたかと理解してよいか。

徳田共同代表 条例制定後すぐに投票できるわけではないということを完全に周知徹底できていたと申し上げることはできない。

常井委員 大井川知事は今回の条例案を議会に付議するに当たり、制度上必要とされている賛否の意見を示していない。県議会へ丸投げし、報道陣へのコメントでは、県議会の今後の議論に注目していきたいと述べているようである。私どもとしては、その姿勢は、無責任であるように思えてならない。

仮に条例案が可決したとしても、賛否に係る公平な情報提供や確実な県民投票の実施に確証を持っていないのではないかと思うが、その点どう考えているのか。

徳田共同代表 質問の趣旨が分かりかねるが、私は知事でないため、どうなるかを申し上げることはできない。ただ、知事の判断も県議会での可決が前提となるため、知事が議会の決議を否定されるのであれば、それは議会の名においてしっかりと対応すべき論点ではないかと考えている。

常井委員 徳田様は「知事は県民投票に反対ではない」とコメントされているが、知事は来年8月に改選を迎える。大井川知事だから県民投票の実施を信じて署名した人もいるかもしれない。知事が変わった場合どう考えるのか。

徳田共同代表 これも質問の趣旨が分かりかねるが。

常井委員 大井川知事はこの条例案に反対ではないと徳田様はそう受け止めたと思うが、改選で別の知事となった場合は、県民投票実施への確証が持たなくなるのではないかと思ひ、伺っている。

徳田共同代表 それは本条例案可決後に改選後の別の知事が決定を覆す可能性があるかということか。私がなんら意見を申し上げることは不可能であると考えている。

常井委員 私は、知事の言う3点セットがクリアされ、安全性に関する情報が県民に十分提供された時点で、民意を測るのがタイミングとしてベターだと考えている。安全性に関する成熟した情報を県民が十分に得られる段階にな

れば、民意を測る方法の判断も今とは変わってくるのではないか。

県民投票も1つの選択肢として考えられるが、私は、情報が提供されたうえでの署名を前提にしたほうが、県民は賢明な意思表示ができ、知事も的確な判断ができ、徳田様の言う「より練られた民意」になり得ると考えている。民意を大切にするという基本的なところは、私も徳田様と同じであるが、どのタイミングでの実施が適切なのか、その点に違いがあり、私は、今はその時ではないと考えているがどうか。

徳田共同代表 直接請求の手続きは、一度開始したら中断することも延期することもできないため、今議会において審議をお願いする以外に選択肢はない。今議会で決定するのが時期尚早であれば、継続審議を検討してもらう必要があると考えている。

常井委員 繰り返しになるが、知事が県民に意見を聴く判断をするのは、早くても2023年以降になると推察される。しかし、我々の任期は、2023年1月7日までとなっている。この条例案では、県民投票の実施が、次の任期にまたがることを想定せざるを得ず、今任期中に投票の仕組みだけを決めておくことには、次の任期の新しい議会の判断を縛ることになる矛盾があり、違和感を禁じ得ないところ

である。

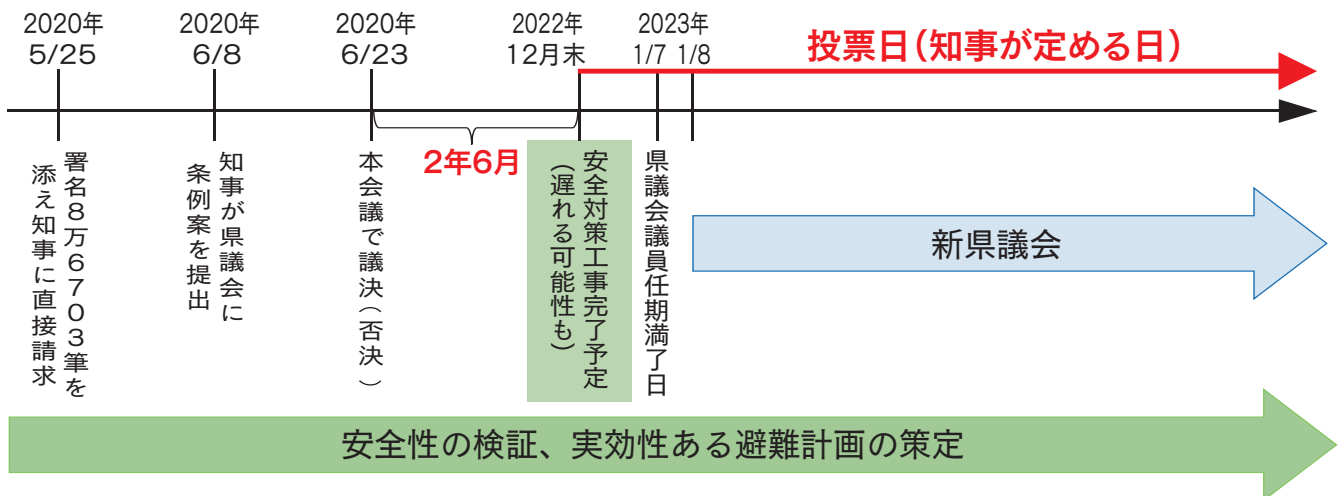
地方自治法の直接請求制度の本旨が、間接民主制を基本とする議員・議会は選挙が4年に1度のため、特定の問題について政治と民意が乖離した時にその隙間を埋め、代議制間接民主主義を補う仕組みであることからすれば、任期中に、直接請求の目的、すなわち県民投票が完結する条例案であることが妥当であり、望ましいものと私は考えているが、そのことについての見解は。

徳田共同代表 知事の言う3点セットがなぜ時系列に並んでいるのかは理解しかねるところ。これは、平行して行うことが可能であり、別に意見を聴く方法を判断したうえで、情報提供に関する見通しを立てればよいだけのことであり、なぜ任期がまたがるのか、そのような論点になるのかが全く理解ができないのだが。

下路委員長から、徳田共同代表に対し、分からない場合は一度趣旨を確認したうえで答弁してもらいたい旨の発言あり。

常井委員 安全対策工事を検証したうえでの情報提供と条例案の情報提供は違うものだ我々は認識している。いずれにしても、今の時点でできる情報提供を前提に我々も色々と議論を深めていなければならぬと考えている。ご答弁ありがとうございました。

県民投票の実施時期が次の議員任期にまたがることについて



いばらき自民党の条例案反対のポイント

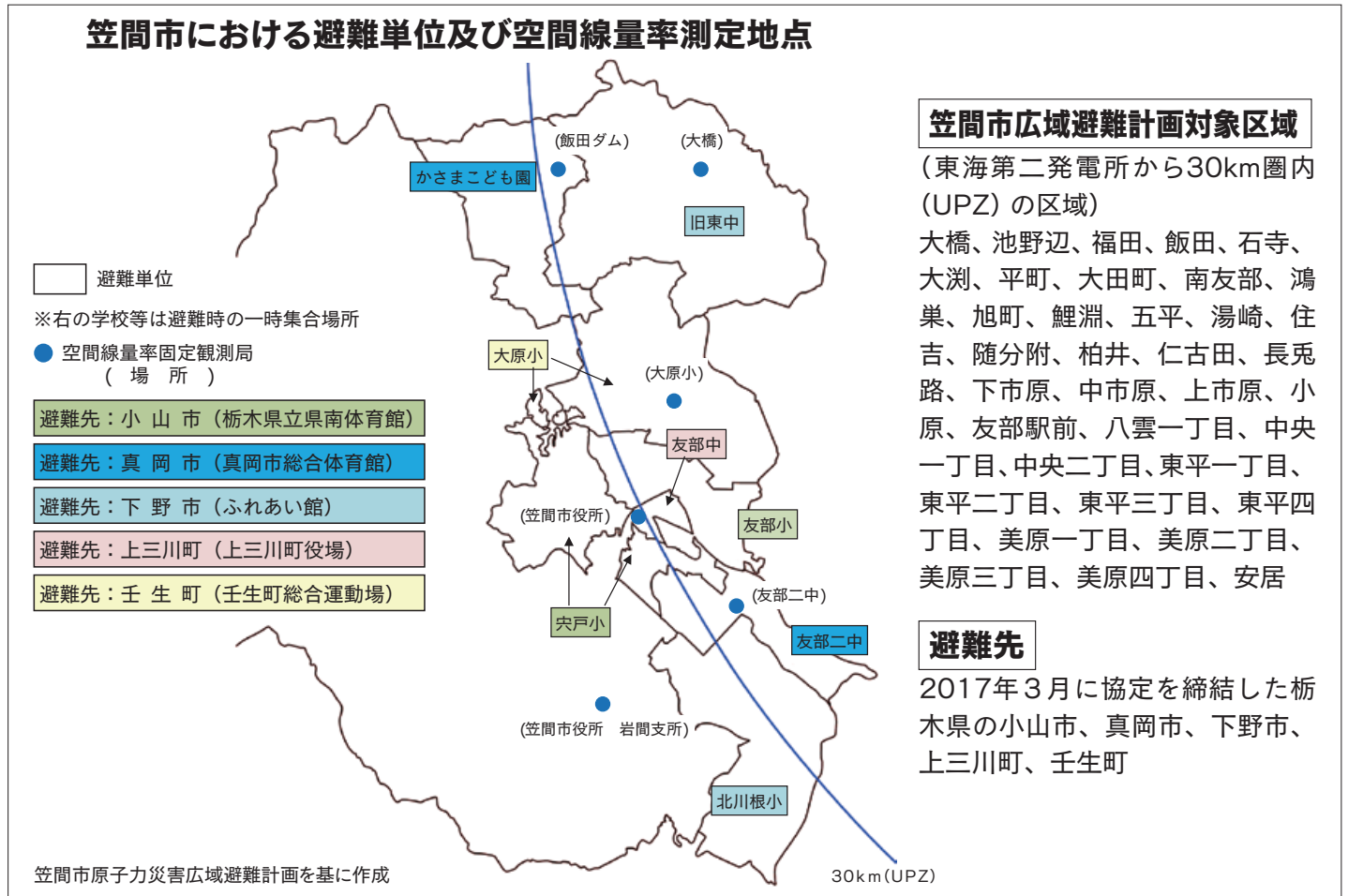
- ①県民投票実施時期が次の議員任期にまたがるため、現時点の議員の判断が次の任期の新しい議会の判断を縛ること及び間接民主制の補完という直接請求の趣旨に反する恐れがあるため、妥当ではない。
- ②県民に対して現時点で提供できる情報と、県による安全性の検証や実効性ある避難計画の策定等の完了後に提供できる情報では、その質と量が異なるため、現時点で県民の意見を聴く方法だけを先んじて決めることは妥当ではない。
- ③複雑なテーマでの二者択一は、いかに真摯に議論したとしても、県民の間に大きなしこりを残す懸念があるため、妥当ではない。

常井洋治の考え方

- ①地方自治法に規定する直接請求制度は、前記の質疑で述べたように、県議会(議員)の任期中での民意との乖離を補う制度であり、今回の条例案のように、主目的である投票が任期を超え何年も先になることは、制度の趣旨を逸脱していると考え。(前記のいばらき自民党の条例案反対のポイント①、②と同旨)
- ②広く県民に情報提供することは、当然必要と考える。これまで、いばらき自民党の政調会で勉強会を重ねてきたが、引き続き、県議会の中でも議論を深めていく必要があると考える。
- ③東海第二発電所の再稼働の是非については、UPZ内人口が94万人と全国最多であることを鑑み、安全性や避難計画の実効性を精査したうえで、県民の声を十分聴いて慎重に判断すべきものと考えている。

Q5 避難計画の策定はどのような状況か。

A5 これまで、住民の避難先や、病院・社会福祉施設の入院・入所者の受入れ施設、避難退域時検査の候補地の確保などに取り組んできた。県や笠間市など5市町では、避難先や避難経路など基本的な事項と課題を記載した広域避難計画を取りまとめているが、引き続き「実効性ある避難計画」の策定に取り組んでいく。



笠間市広域避難計画対象区域

(東海第二発電所から30km圏内(UPZ)の区域)

大橋、池野辺、福田、飯田、石寺、大淵、平町、大田町、南友部、鴻巣、旭町、鯉淵、五平、湯崎、住吉、随分附、柏井、仁古田、長兎路、下市原、中市原、上市原、小原、友部駅前、八雲一丁目、中央一丁目、中央二丁目、東平一丁目、東平二丁目、東平三丁目、東平四丁目、美原一丁目、美原二丁目、美原三丁目、美原四丁目、安居

避難先

2017年3月に協定を締結した栃木県の小山市、真岡市、下野市、上三川町、壬生町

Q6 原子力発電所の再稼働の手続はどのようになっているのか。県知事、県議会、市町村の同意はどの段階で求められるのか。

A6 国は、エネルギー基本計画において、「原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める」としているが、地元自治体の同意など再稼働の手続については、法律の規定などはなく明確になっていない。

これまでに再稼働した地域の例では、安全審査及び避難計画策定後に、国から、「再稼働を進める国の方針に理解を賜りたい」旨の要請があった立地県(県議会の同意)及び立地市町村において再稼働の是非の判断が行われている。

Q7 知事は、東海第二発電所の再稼働について、どの段階で、どのように判断しようとしているのか。

A7 知事は、東海第二発電所の再稼働について、安全性の検証が終了し、実効性ある避難計画が策定できた段階において、県民にこれらの情報を十分に周知したうえで、県民、避難計画を策定する14市町村、県議会の意見を聴いて判断するとしている。

現在は、安全性について224の論点の検証を開始したところであり、また、避難計画についても数多くの課題の解決に取り組んでいるところであるため、県民に、どのような情報を提供し理解を得たうえで意見を聴くのか、具体的な見通しを立てることは困難であり、意見を聴く最適な方法を判断できる段階には至っていないとしている。

なお、大井川知事は、6月24日の記者会見において、再稼働の是非の判断のタイミングは、「安全対策工事完了予定の2022年末どころではない。避難計画一つとっても、まだまだ実効性があると評価するには程遠い内容であり、もっともっと時間がかかる」と述べている。

防災環境産業委員会の質疑要約 (R2.6.17)

- 車中泊避難への対応を県指針に盛り込むべきだ。
- 人間の尊厳を守りながら命を守れるよう、抜本的に避難所の在り方を見直すべきだ。トイレは、特に大事だ。笠間市民体育館には冷暖房設備もない。
- 協力金は、申請期限を延長し、事業主に行き渡らせるべきだ。

【防災・危機管理部】

常井委員 国の通知を踏まえ、本県でも「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営について」という独自指針を発出したということだが、体育館等の避難所は3密そのものである。安全面や食料面などから避難所で過ごしたいと思った場合でも、感染症への不安から、避難所の中ではなく、自家用車やキャンピングカーで車中泊避難をするなど、これからは避難の仕方も相当変わってくるのではないかと考えるが、県の見解は。

飛田防災・危機管理課長 車中泊避難という避難形態は、熊本地震以降の大きな災害の際に見られているところであり、今後は、新型コロナウイルス感染症への不安から、密が多いと予想される避難所の体育館等の中ではなく、車の中で過ごしたいという要望が出てくることも十分考えられると思っている。

一部の市町村では、駐車スペースを確保しようと、学校のグラウンドを臨時的に駐車場とするなど、検討を進めているところもある。車中泊避難は、エコノミークラス症候群の健康被害や車中泊避難者同士のトラブルなど課題もあることから、今後どう対応していくのかについては、災害対応勉強会などの場で、他県の事例なども勉強しながら市町村と協力し合って対応策を決めていきたい。

常井委員 現在の県の指針には、車中泊避難への対応までは示していない。示すべきだと考えるがどうか。

飛田防災・危機管理課長 県指針に車中泊避難の記載はないが、国では6月上旬に「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を発出しており、その中に、やむを得ず車中泊避難をする方への対応のポイントが記載されている。そこには、車両避難者の受付場所の確保や、車両間のスペースを十分とること、定期的な健康巡回を行うことなどが記載されており、県では、このような対応をしてもらえよう、市町村に国通知の内容を周知するなど、取り組みを進めているところである。

常井委員 県の独自指針も国の通知にあわせて改定すべきである。また、感染症はトイレを通して感染が広がると言われており、避難所のトイレの考え方は、抜本的に変えていかないと大変な状況になる。特に、冬場だと風邪やインフルエンザなどと重なるため非常に大事になってくる。阪神大震災の際には現場でも確認したが、今でも避難所は、非常にトイレが少なく、汚い。他にもペットの対応や女性の視点が不足しているなど課題が指摘されている。自分達が何日も避難所にいて耐えられるのか、そういう視点で考

えてもらいたい。

前回の委員会でも取り上げたが、笠間市では、主要な避難所である市民体育館に冷暖房が設置されていない。県には、新型コロナウイルス感染症対策による避難所の見直しにあわせて、人間の尊厳を守りながら命を守る、そのような避難所の在り方を是非とも打ち立ててもらいたいと考えるがどうか。

堀江防災・危機管理部長 大きな課題をもらったと思っている。今でもできることは関係部局と手を合わせて実施しているが、委員ご指摘のことについては、市町村等とも一緒になって考えていきたい。

【産業戦略部】

常井委員 茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について、申請が多かった業種は。

菊地中小事業者支援対策担当課長 飲食店や居酒屋などの食事提供施設、土産物屋やエステサロンなどの商業施設、キャバレーやカラオケなどの遊興施設で申請が多くなっている。割合では、食事提供施設が約45%、商業施設が29.7%、遊興施設が12.3%となっている。

常井委員 飲食業界では、大変な苦境の中、テイクアウトやデリバリーなど今までやったことのないような形でのいできたが、その苦勞はいかばかりであったか。今やっ

と精神的にも大変な状況をいくらか脱却し、色々と将来に向けて考えている方々も多いと思う。そのような中、協力金の申請期限をあと半月もない6月30日とすることは、苦境の中であって、これから申請しようと考えている方々にとっては、期間的に厳しく、期限の延長を考えるべきである。また、協力金のPRにしても、SNSなどに馴染み

の薄い方もいるため、新聞1面の広告を出してはどうかと考えるがどうか。〈県では、約45億円の予算を組んだが、この時点で約16億円の申請状況を踏まえて質問した。〉

前田産業戦略部長 休業要請協力金を交付する立場からすると、休業要請に協力いただいた方に協力金が届かないということはあってはならないとそういう思いでやっている。PRも新聞広告を含めあらゆる媒体を使っていく必要があると思っている。6月に入り申請件数は落ちているが、現在でも1日あたり120件程度の申請があり、このペースが続くようであれば、本来協力金を受け取れるにもかかわらず、申請できなかったという方が出てくる可能性もあるのではないかと考えている。まずは、そのようなことがないようにしっかりとPRをしていきたい。そして、申請期限についても、申請状況を見ながら柔軟にやっていきたいと考えている。

常井委員 柔軟に考えてもらえるというのは非常にありがたいことだと思っている。申請期限を延長するのであれば、早めに周知することも含めて、工夫を凝らし、協力金がもらえる方の申請漏れがないようにしてもらいたい。

※産業戦略部のその後の対応…6月30日で一応締め切ったが、7月以降も個別の事情等を踏まえ申請を受け付けており、7月1日から14日までの申請受理件数は369件。



▲防災環境産業委員会で新型コロナウイルス感染症への対応を質問した。(R2.6.17)

「かさましこ～兄弟産地が紡ぐ“焼き物語”～」が日本遺産に認定

(笠間市・益子町)

日本遺産とは

地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定する制度であり、ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形・無形の文化財群を、地域が主体となって整備活用し、国内外へ発信することで地域活性化を図ることを目的としている。

「かさましこ～兄弟産地が紡ぐ“焼き物語”～」の概要

日本屈指の窯業地「かさましこ」(茨城県笠間市と栃木県益子町)は、窯業や統治者によって古代から同じ文化圏でした。江戸時代に入り別々の道を歩みますが、18世紀後半から再び、製陶を通じてつながり合った地域です。使い勝手のいい日用品を作り続けていたこの地は、存続の危機に陥ると時代に合わせた革新に挑み、多様な作風を許容する産地へと変化しました。自由でおおらかな環境が創造する者を惹きつけ、今では600名を超える陶芸家が活躍しています。美意識を追求し美しい生活造形を生み出す「かさましこ」は、訪れる人の五感をも刺激し、暮らしに寄り添う陶文化を醸成しているのです。

「いじめをしない、させない、許さない！」

— 県いじめの根絶を目指す条例が施行 —

議員提案による「茨城県いじめの根絶を目指す条例」が4月1日から施行されました。私は、いじめのない学校づくりを進めるために、いばらき自民党政調会で条例制定に積極的に関わってきました。

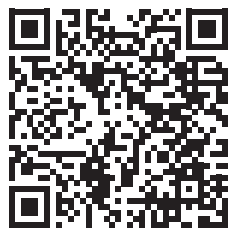
何よりも子どもたちの命を最優先に守るため、この条例では、校長の責任を明確にし、いじめた児童生徒の保護者や知事・市町村長の対応を求めました。

啓発冊子の発行にも関わり、県内の小・中・高校へ配布することができました。

子どもたちの笑顔あふれる楽しい学校生活が実現することを願っています。



▲いばらき自民党政調会が作成した啓発冊子



▲啓発冊子より



▲条例案を検討する「いばらき自民党政調会」で意見を述べる。



▲県教育庁関係者との勉強会を重ねてきた。